

## 「杉並区区民等の意見提出手続」の結果報告書

政策等の題名：「杉並区自転車利用総合計画の改定」

政策等の案の公表の日：平成25年10月11日

意見提出期間：平成25年10月11日から11月9日まで(30日間)

上記の政策等の案について意見提出手続を行った結果、12件の意見の提出がありました。提出方法別の件数及び項目数は、以下のとおりです。

提出方法	件数(A+B)	人数(A)	団体数(B)	項目数
文書	5	5		9
F A X	0			
電子メール	7	7		11
ホームページ	0			
その他	0			
合計	12	12	0	20

注1)件数:提出件数(但し、同一主体から複数回に分けて寄せられた意見については1件とする)

注2)項目数:寄せられた個人毎の意見の総数(例 提出件数2件 A氏;2項目、B氏;3項目 項目数;5)

お寄せいただいたご意見と、ご意見を考慮した結果(区の考え方)や理由等について下記のとおりまとめました。

意見の分類	提出意見	項目数	提出意見を考慮した結果(区の考え方)とその理由等
計画の変更を伴わない意見	駅前の自転車駐輪場に屋根を付けてください。	1	自転車駐輪場整備の際に、駐輪場利用者の意見を聞きながら、利便性向上を図ることを検討していきます。
	係の人と若者利用者との温かい人間関係があるので、登録制自転車置場は無くさないでほしい。	1	登録制自転車置場は、道路上にやむを得ず設置した施設であるため、利用制限があります。誰もが利用できる有料制自転車駐輪場に移行し、利便性の向上を図ります。
	親子乗り自転車対応として、自転車駐輪場のラックや通路の幅を広くしてほしい。	1	個々の自転車駐輪場で条件・制限が異なりますが、自転車駐輪場の改修時などに親子乗り自転車など大型自転車を利用しやすい駐輪ラックや駐輪スペースの拡充を進めることにしています。

計画の変更を伴わない意見	明治大学前にある自転車置場を整備する必要があるが、線路の上方の空間に設置することを検討してください。	1	自転車駐車場用地の確保が困難なことを踏まえ、鉄道用地や公共用地等様々な用地活用について調査、検討を進めていきます。
	明治大学前にある自転車置場を廃止し、新たな駐輪場を設置するか否かを含めて計画すべきである。	1	
	無料の駐輪場を整備してください。	1	自転車駐車場は、利用者からお支払いいただく利用料で運営経費を賄うこととしているため、無料とすることはできませんが、1時間無料で利用できる買い物客用自転車駐車スペースを拡充することとしています。
	店舗等事業者に駐輪場の設置を義務化にしてください。	1	これまで、一定規模以上の店舗等を新築等する際には条例に基づき付置義務を課し自転車駐車場の整備を進めてきました。 区は、商店会や大規模店舗の買い物客用自転車駐車場の整備を進めるために、連携、協力、支援していきます。
	買い物客用自転車駐車場の整備は、店舗等事業者任せにすべきです。	1	
	支障の無い所は、放置禁止区域から外してください。	1	放置禁止区域の外周に放置自転車が置かれる状況が見られることなどから、見直しは、地域にお住まいの方々の意見を聞き、慎重に進めていきます。
	放置禁止区域が広すぎるので、見直してほしい。	1	
	放置禁止区域内における放置自転車の撤去作業について、警告札の貼付から撤去までの時間が短いので検討してほしい。	1	放置自転車の増加を招く恐れがあるため、警告札の貼付から撤去までの時間を延ばすことはできません。
	自転車の返還手数料が高い。1,000円ぐらいが適当である。		返還手数料は放置自転車一台当たりの撤去・保管・返還にかかる費用をもとに算出しており、原因者負担としてお支払いいただくものと考えています。
	歩行者が歩道を安心して歩けるように、自転車走行のルールとマナーが守られるよう各関係者が努力してください。	1	ルール・マナーの啓発や違反走行に対する指導等については、区、警察その他関係団体が協力して取り組むべき重点取組と位置付けて自転車の安全利用を推進しています。
自転車走行の正しいルールやマナーを周知してほしい。	1		

計画の変更を伴わない意見	歩行者のすぐ前を横断して駐輪したり、歩行車の進路を変えさせるような行為は慎むべきだ。自転車歩行者より優先する考え方は正すべきと思う。	1	歩道の歩行者優先など、自転車の安全利用の基本的なルールの遵守やマナーの向上を粘り強く啓発していく取組を進めていきます。
	自転車専用道や車道に併設する自転車走行レーンの設置など、自転車の走行環境の整備を進めていただきたい。	1	区内の道路環境ではただちに自転車専用道等を整備することは困難ですが、安全で快適な自転車走行環境の整備に向けた検討を進めるとともに関係機関への働きかけを行っていきます。
	自転車と通行人がお互いに快適な利用環境を作る基本は、『互譲の精神』と思う。顔と顔、眼と眼を合わせて確認する必要があるため、相手の顔や目を隠すメガネや帽子は禁止すべきである。	1	安全に道路を通行するためには、歩行者、自転車利用者、自動車利用者それぞれが、道路交通法を理解し、互いの存在を認め、道路を譲り合って通行しなければならないというのが、この計画の基本的な考え方です。
	基本理念として安全の基本は、『通行人の通行を妨げない』事が基本に無ければならないと思う。	1	
	巨額の駐輪場などを造るのではなく、自転車、歩行者が安全に走行できるエコな街づくりを期待する。	1	自転車をルールとマナーを守って利用する交通手段として位置づけ、区民、区、警察、事業者など自転車に関わるすべての者が協力して、安全で快適な自転車利用環境の実現を目指すことを基本理念としています。
	荻窪駅を南北に渡る通路の階段に設置されたレーンですが、右側・左側双方がぶつからないように改良を望みます。	1	現場の状況を確認したうえで、適切な対応について検討します。

問い合わせ先  
交通対策課自転車対策係  
電話 03-5307-0663